

## 7 誘導施設

### (1) 誘導施設の考え方

誘導施設とは、「都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の、都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設で、都市機能の増進に著しく寄与するもの）」（都市再生特別措置法第81条第2項第3号）と定義されています。

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、以下の施設とされています。

<p><b>◆高齢化の中で必要性の高まる施設</b>          （病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等）</p> <p><b>◆子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設</b>          （幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設等）</p> <p><b>◆集客力がありまちの賑わいを生み出す施設</b>          （図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設）</p> <p><b>◆行政サービスの窓口機能を有する市役所等の行政施設</b></p>
--

出典：都市計画運用指針（国土交通省）

### 《 誘導施設のイメージ例 》

	中心拠点	地域拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中枢的な行政機能</li> <li>例. 本庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</li> <li>例. 支所、福祉事務所など各地域事務所</li> </ul>
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 総合福祉センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等</li> </ul>
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</li> <li>例. 子育て総合支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</li> <li>例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等</li> </ul>
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</li> <li>例. 相当規模の商業集積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の食品スーパー</li> </ul>
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能</li> <li>例. 病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常的な診療を受けることができる機能</li> <li>例. 延床面積〇m<sup>2</sup>以上の診療所</li> </ul>
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能</li> <li>例. 銀行、信用金庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能</li> <li>例. 郵便局</li> </ul>
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</li> <li>例. 文化ホール、中央図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</li> <li>例. 図書館支所、社会教育センター</li> </ul>

出典：立地適正化計画策定の手引き（国土交通省）

## (2) 誘導施設の設定

市全体を見渡し、中心部に誘導または維持することにより「市民の共同の福祉や利便の向上を図る」という観点から、機能圏域が広域であり、多くの利用者が見込まれるとともに、施設の立地を誘導または集約することで、効率的かつ効果的なサービスの提供が期待され、市街地の賑わい創出や魅力向上に寄与する施設を誘導施設として設定します。

なお、市が主体となって整備・運営する誘導施設については、今後の施設更新・整備時に都市機能誘導区域内に立地することを基本とし、都市の防災拠点としての機能配置なども踏まえ、市全体の配置バランスを考慮して立地場所を検討します。

### 《 誘導施設の設定の流れ 》

#### ① 都市機能分類ごとに都市機能増進施設を抽出

- ・都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るため必要な施設
- ・都市機能の増進や賑わいの創出に寄与する施設

#### ② 中心拠点・地域拠点へ立地することが望ましい施設への位置づけ

- 中心拠点：市全体の発展をけん引する多彩なサービスを提供する施設  
賑わいを創出する施設
- 地域拠点：地域住民の日常生活を支える身近なサービスを提供する施設

#### ③ 都市機能誘導区域へ維持・誘導を図る施設を検討

- ・市全域の利用者に対して効率的な各種サービスの提供が見込まれる施設

#### ④ 誘導施設の設定

- ・届出対象となる定義を設定（P58（4）届出制度 参照）

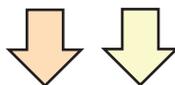
- ◆誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地することが望ましい施設を示すものであり、都市機能誘導区域外への立地を規制するものではありません。
- ◆本市は9町の合併により誕生した市であり、旧町域にそれぞれ市街地や地域コミュニティが形成されていることから、各地域に根差して設置され、周辺住民が日常的に利用する生活利便施設は、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます（誘導施設には設定しない）。

■機能毎の配置の方針

行政	<p><b>【本庁舎】</b>          広域的な利用が想定され、市全域を対象としてサービスを提供する本庁機能を有する市役所は、中心拠点へ立地することが望ましいことから、誘導施設に設定します。必要となる機能や施設整備の実現性については、災害時の活動や情報発信基地となる防災拠点として、災害リスクへの対応等を総合的に考慮するなど、今後、慎重に検討を進めます。</p> <p><b>【総合支所】</b>          各町域に立地し、身近な行政サービスを提供する総合支所は、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p>
商業	<p><b>【大型商業施設】</b>          大型商業施設は、まちの賑わいや魅力の向上に資する施設であることから、誘導施設に設定します。また、誘導区域外に立地する既存の大型商業施設については、市民の利用実態や意向調査において立地が望まれる施設であり、居住誘導区域に隣接し、本市の中心拠点の都市機能を補完する施設として、今後も維持に努めます。</p> <p><b>【小・中型商業施設（商店・ドラッグストア等）】</b>          商店・ドラッグストア等の各地域に立地する生活便利施設は、日常生活を支える重要な施設であり、今後も維持に努めます。</p>
教育文化	<p><b>【小・中学校、高等学校等教育施設、公民館等集会施設、スポーツ施設】</b>          小中学校等の教育施設や公民館等の集会施設、スポーツ施設（体育館・運動場等）は、地域における教育・交流のコミュニティ、健康増進を図る場として重要な施設であり、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p> <p><b>【図書館】</b>          世代を問わず利用され、都市の賑わい、学びの場となる図書館は、利便性の高い本市の中心拠点へ立地することが望ましいことから、誘導施設に設定します。集約化による利便性の向上や施設整備の実現性について、今後、検討を進めます。</p> <p><b>【（仮称）地域交流センター】</b>          生活サービスや交流の場として機能する（仮称）地域交流センターは、中心拠点へ立地することが望ましいことから、誘導施設に設定します。複合化も含め必要な機能や施設整備の実現性については、今後、検討を進めます。</p>
介護福祉	<p><b>【介護等高齢者福祉施設、保健センター】</b>          介護等高齢者福祉施設は、各地域に立地し、高齢者のニーズに応じたサービスの提供を行っており、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p> <p>保健センター等の福祉施設についても、保健事業を総合的に行っており、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p>
子育て	<p><b>【保育所・幼稚園・認定こども園等】</b>          保育所・幼稚園・認定こども園等については、地域の子育てや親の働き方に合わせて各地域に設置され、利便性の高い状況となっていることから、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p>
医療	<p><b>【病院】</b>          広域的な利用が想定され、本市の医療拠点となる病院は、高齢化が進む中で必要性の高まる施設であり、利便性の高い本市の中心拠点への機能維持が望ましいことから、誘導施設に設定します。必要となる機能や施設整備の実現性については、災害時における救急医療の活動拠点として、災害リスクへの対応等を総合的に考慮するなど、今後、慎重に検討を進めます。</p> <p><b>【診療所】</b>          各地域に立地する医院・診療所は、かかりつけ医として地域に根差した重要な施設であり、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p>
金融	<p><b>【銀行等の金融機関、郵便局】</b>          銀行や郵便局等の金融機関については、各地域に立地し利便性の高い状況であり、今後も地域拠点へも必要な施設として、維持に努めます。</p>

《 施設の立地の考え方 》

中心拠点へ 立地することが望ましい施設	地域拠点へ 立地することが望ましい施設
誘導・維持を図る	維持を図る
市全体の発展をけん引する多彩なサービスを提供する施設や賑わいを創出する施設	地域住民の日常生活を支える身近なサービスを提供する施設



■ 誘導施設の設定

機能分類	都市機能増進施設	中心 拠点	地域 拠点	誘導施設（届出制度の対象施設）		
					定義	充足 状況
行政	本庁舎	○		○	—	— 施設
	総合支所	○	○		—	—
商業	大型商業施設	○		○	床面積の合計が 3,000 m <sup>2</sup> 以上の店舗	1 施設
	小・中型商業施設（商店・ドラッグストア等）	○	○		—	—
教育 文化	小・中学校等教育施設	○	○		—	—
	高等学校	○	○		—	—
	公民館等集会施設	○	○		—	—
	スポーツ施設（体育館・運動場等）	○	○		—	—
	図書館	○		○	図書館法第2条第1項に規定する図書館	1 施設
	(仮称)地域交流センター	○		○	生活サービスや交流の場として機能する施設（公民館・総合支所・保健センター等の再編）	— 施設
介護福祉	介護等高齢者福祉施設	○	○		—	—
	保健センター	○	○		—	—
子育て	保育所・幼稚園・認定こども園等	○	○		—	—
医療	病院	○		○	医療法第1条の5第1項に規定する病院で、20人以上を入院させるための施設を有し、地域の中核的な病院に位置付けられるもの	1 施設
	診療所	○	○		—	—
金融	銀行等の金融機関	○	○		—	—
	郵便局	○	○		—	—

誘導施設の整備については、災害リスクへの対応を考慮し、慎重に検討を進めます。  
 今回誘導施設に設定していない施設については、今後の社会情勢の動向等を見定めながら、必要に応じて誘導施設への設定を検討していきます。  
 なお、誘導施設については、新たな整備や国の支援が約束されているものではありません。